

# 平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.114

2015.4.3

発行：平和憲法・9条をまもる

岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

いわて女性九条の会「戦争体験を聞く会」

## 全国民が巻き込まれるのが戦争～

いわて女性九条の会は、3月6日（金）紫波町のオガールプラザ第一スタジオで「戦争体験を聞く会」を開催しました。憲法九条を守る紫波町民の会の全面協力を得、会場いっぱいの113人の参加がありました。秘密保護法で国民の目・耳・口を塞ぎ、集団的自衛権行使の立法化（戦争立法）で戦争をできる国にし、沖縄の辺野古に巨大な新基地を作り、戦争への前線基地として機能強化を強権発動で進め、自衛隊を「わが軍」と呼ぶ首相の元で、再び戦争に突き進む様を黙ってみていられないと、戦争の実体験をしっかりと聞いて「戦争がもたらす狂気」を学びたいと企画しました。

体験を語ってくれたのは、呼びかけ人の瀬川智子さんと押切郁さん。二人とも昭和大恐慌の時期に生まれ、女学校まで15年戦争に翻弄された青春を過ごしました。

瀬川さんは「戦後70年にして再び戦争に突き進もうとしている。運動をステップアップしないと間に合わない。」と語り始め、日中戦争が本格化した年に小学校入学、太平洋戦争開戦の年に女学校に入り、終戦の年に卒業と、節目にはいつも「戦争」があり、女学校は縫製工場になり、最後はほとんど勉強できなかった悔しさを訴えました。忘れられないのは、兄が戦争に行く日に母がしっかり兄の手を握って「生きて帰ってこい」と切々と訴えていた場面。兄は幸い生きて帰ったが、戦後60年の年、風化する戦争に危機感を持ち、県の婦人会長として66人の戦争体験を集め「灯をみつめて」を発刊しました。その中の一人で中国からの帰還を書いた方が会場にいると紹介し、当時帰還を待つ日本人向けに発行された新聞を提示し、戦争のない日本に帰る希望と喜びを共有しました。最後に、言語に絶する戦争体験を風化させないで語り継ぎ、憲法9条を守るために「オールドビーアンビシャス」を発揮して、100人の一歩で頑張りたいと結びました。

押切さんは「武器を持って戦うことだけが戦争ではなく、全国民が巻き込まれるのが戦争。」と話し、自分が水沢の女学校時代14歳の時（今の中3）の体験を語りました。多感で知識の吸収力も豊かな時期に「お国のため」と全てが戦争に向けられ「戦争に勝つ」ために、法律まで変えて「25歳未満の女子を勤労挺身隊」として動員し、14歳の少女が「学徒勤労動員」として、昭和20年2月25日川崎に行かされました。午前1時に水沢を出発して上野に着いた時はB29・130機が上野周辺を飛び交い火の海でした。～そのあと3月10日の東京大空襲～「お母さん」と泣き叫ぶ子もいて、ホームは焼け出された人でいっぱい、死んだ子を抱いたお母さんもいました。何とか電車を乗り継いで「東京航空計器」という工場に配属されたが、宿舎は遠く空襲が激しく逃げ回って仕事は進まなかった。4月15日には工場も焼かれ、何のためにそこにいるのかわからない状態で留め置かれた。統導の菊池先生が何度も帰校を願い出たが、舎監に「国賊」とののしられました。しかし、菊池先生は何の意味もなく川崎にいるよりは自分の責任で97人を水沢に連れて帰ると決意、いろんな手段を使って切符を手配し舎監の執拗な妨害の中「乗れ」の一言で電車に飛び乗り、何とか4月26日水沢への帰還を果たした。戦気高揚だけの訳のわからない状況の中で、菊池先生が命を賭して自分たちを守ってくれたことが、戦後の平和を守る運動に繋がっている。特に若い人に自分の体験を語り、戦争の狂気にいつ巻き込まれるのか感じてほしいと結びました。

最後に「原爆を許すまじ」「青い空は」を歌い、戦後70年、平和な世の中を願い閉会しました。



# 集団的自衛権は「他国防衛」?

## 北上「九条の会」10周年記念講演会

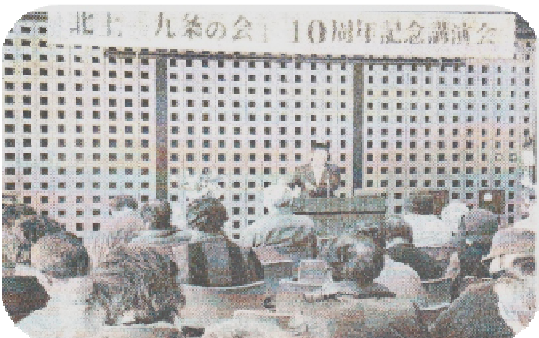
2月15日、北上「九条の会」は結成10周年を記念し、さくらホール小ホールにて講演会を開催し、75人の市民が参加しました。小笠原基也弁護士が「集団的自衛権行使容認がもたらすもの」と題して講演しました。

小笠原弁護士は、最初に改憲の動きと集団的自衛権行使容認までの流れについて語り、「集団的自衛権は2001年の同時多発テロがきっかけとなって出てきた。東日本大震災を利用して戦争できる国づくりを着々と進めてきた」と指摘。国民に危機感をあおりながら改憲を進める安倍政権の危険性を訴えました。そして、閣議決定は「集団的自衛権にとどまらない憲法破壊行為だ」と強調し、平時と有事の切れ目、個別的自衛権と集団的自衛権の切れ目、自衛隊と国連の集団的措置の切れ目のいずれもなくすものであり、憲法九条と立憲主義（国家権力抑制）に反するものであると述べました。

閣議決定の3つの内容、①武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）、②国際社会の平和と安定への一層の貢献、③九条下で許容される自衛の措置についてを解明し、武力攻撃はそもそも黒か白でグレーゾーンはないこと、戦闘現場でたとえ後方支援でも戦闘に巻き込まれること、そして自衛権発動は国民を守るものではないこと、「他国防衛」があたかも「自衛」であるかのように言われるがまやかに過ぎないことを指摘しました。

また、現在国会で議論されている「安保法制」の改定問題についてふれ、武力攻撃事態の領域拡大、邦人救出のための自衛隊出動・武器使用の危険性について述べました。

最後に、今後の運動として、「一斉地方選挙では『まちづくり』だけでなく、平和と憲法九条を守る政策を掲げる人を選んでいくこと。集団的自衛権行使で最も困るのは自衛隊員であり『戦争をしにいく』ことの重大性を伝え広める活動が大切」と強調し、講演を結びました。



### コラム — 「木を見て森を見ない」ではなく「森」をしっかり見る!

「安保法制整備」の与党協議が終わり記者会見の場面、記者からの質問に高村自民副総裁が「あまり難しい質問はしないで欲しい」と質問を一蹴する答弁。たしかに「新事態」など新しい専門用語がまた続出。しかし、「与党協議」は「集団的自衛権行使の法律手続き」であるとその方向性をしっかり踏んでいました。

その場面を見ていて改めて思いました。それはあまり「専門用語」の意味合いを追求する議論にばかり落ち入っていると、何のための「法律手続き」が進められているのか見落としてしまわないかということです。これは「木を見て森を見ない」状況だと思います。そしてこれは「与党協議」担当者の「思う壺」に嵌まることになるのではないのでしょうか。

いま必要なことは、「(戦争行為をする) 集団的自衛権行使のための法律手続き」は「要らない!」「直ちに止めよ!」と、解りやすく声をあげることだと思うのです。(T)

**今月の署名行動** 4月から盛岡市街地での街頭署名活動を、再開します。  
9日(木)12:00~12:45「大通り野村證券前」で行いますので、春の陽気にのってご参加ください。